

第五次地域管理経営計画書

第三次変更計画

(東予森林計画区)

計画期間 [自 平成27年4月1日]
[至 平成32年3月31日]

[変更年月 平成30年3月]

四 国 森 林 管 理 局

第五次地域管理経営計画（東予森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号)第6条第9項に基づき変更する。

- ① 密度調整が必要な林分の見直しによる間伐量の増
- ② 保護林制度改正に伴う保護林設定対象森林等の見直し
- ③ 管理経営の指針の見直し

【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的事項
 - (4) 主要事業の実施に関する事項
 - ① 伐採総量

- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項
 - (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項
 - ① 保護林

別冊 管理経営の指針

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区分	主伐	間伐	計
計	51,107 《6,065》	<u>65,334</u> (420)	<u>116,441</u>

注：《 》は分収林の収穫量で内書、()は間伐面積である。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な森林において、森林生態系からなる自然環境の維持等に資することを目的とする森林生態系保護地域^{*10}を設定し、原則として自然の推移に委ねる管理を行う。

本計画区の石鎚山系森林生態系保護地域は、中予山岳、東予、嶺北仁淀の各計画区にまたがっていることから、各計画区と連携を密にして一体的な管理に努める。

保護林の種類別の名称及び面積

種類	名称	面積 (ha)
森林生態系保護地域	いしづちさんけい 石鎚山系	898

*10 森林生態系保護地域…森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な森林。